

○静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例

昭和58年3月25日

条例第7号

静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例

(題名改正〔平成17年条例76号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

(設置)

第2条 社会福祉を増進することを目的として、静岡県総合社会福祉会館(以下「会館」という。)を静岡市に設置する。

2 会館には、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項の身体障害者福祉センター及び同項の視聴覚障害者情報提供施設を併せて設置する。

(一部改正〔平成5年条例1号・17年76号〕)

(事業)

第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会館を県民の使用に供すること。
- (2) 社会福祉関係団体の活動及び交流の促進に関すること。
- (3) 身体障害者福祉センターの運営に関すること。
- (4) 視聴覚障害者情報提供施設の運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書の規定によるほか、知事は、規則で定めるところにより会館の施設ごとにその開館時間を変更することができる。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(休館日)

第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎月の第4日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項ただし書の規定によるほか、知事は、規則で定めるところにより会館の施設ごとにその休館日を変更することができる。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(使用の承認)

第6条 会議室及び展示ギャラリー(以下「会議室等」という。)並びに団体専用室を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、会館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成6年条例9号・14年27号・17年76号・20年18号〕)

(優先使用)

第7条 社会福祉関係団体は、会議室等及び団体専用室の使用について、他に優先することを認められる。

(一部改正〔平成5年条例1号・17年76号〕)

(使用の不承認)

第8条 知事は、第6条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 会館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他その使用が不適當であると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

(譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(使用の承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第6条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

(指定管理者による管理)

第11条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の会館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条第1項ただし書(同条第2項後段において準用する場合を含む。)の規定による開館時間の変更(会議室等に係るものに限る。)

イ 第5条第1項ただし書(同条第2項後段において準用する場合を含む。)の規定による臨時の開館又は休館の決定(会議室等に係るものに限る。)

ウ 第6条第1項の規定による会議室等の使用の承認及びこれに係る同条第2項の規定による条件の付与

エ 第8条の規定による会議室等の使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)

オ 前条の規定による会議室等の使用の承認の取消し又は使用の制限(第8条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)

(2) 会館の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第12条 前条第1項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切に会館の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(利用料金の納付)

第15条 指定管理者が第11条第2項第1号ウの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用の日前15日までに使用しない旨の申出があったとき。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例76号〕)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例76号〕)

附 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成20年条例18号〕)

2 知事は、新たに第13条第1項の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第11条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第15条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例18号〕)

附 則(平成元年3月29日条例第18号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県総合社会福祉会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月25日条例第15号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に承認した静岡県総合社会福祉会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年5月1日から施行する。

(静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に承認した静岡県総合社会福祉会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月30日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第13号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に承認した静岡県総合社会福祉会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月19日条例第18号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に承認した静岡県総合社会福祉会館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月28日条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第6号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月21日条例第76号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行

の日前においても、新条例第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。
(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により知事に対してされている申請その他の行為(新条例第11条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 新条例第15条第2項の規定による知事の承認があるまでの間は、新条例別表に定める額を同項の規定により知事の承認を得た利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第18号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成25年12月27日条例第74号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月 26日条例第24号)

- 1 この条例は、平成31年10月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第15条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表(第15条関係)

(全部改正〔平成31年条例 第24号〕)

| 区分 | | 利用料金 | | | | | |
|--------|---------------|-----------|------------|-----------|---------------|------------|-----------|
| | | 9時から12時まで | 13時から17時まで | 9時から17時まで | 17時30分から21時まで | 13時から21時まで | 9時から21時まで |
| 101会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 1,750円 | 2,400円 | 4,150円 | 2,050円 | 4,450円 | 6,200円 |
| | その他の場合 | 3,150円 | 4,250円 | 7,400円 | 3,700円 | 7,950円 | 11,100円 |
| 102会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 950円 | 1,300円 | 2,250円 | 1,100円 | 2,400円 | 3,350円 |
| | その他の場合 | 1,750円 | 2,300円 | 4,050円 | 2,050円 | 4,350円 | 6,100円 |
| 103会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 1,850円 | 2,400円 | 4,250円 | 2,200円 | 4,600円 | 6,450円 |
| | その他の場合 | 3,300円 | 4,400円 | 7,700円 | 3,850円 | 8,250円 | 11,550円 |
| 104会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 850円 | 1,200円 | 2,050円 | 1,100円 | 2,300円 | 3,150円 |
| | その他の場合 | 1,500円 | 2,050円 | 3,550円 | 1,850円 | 3,900円 | 5,400円 |
| 401会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 950円 | 1,300円 | 2,250円 | 1,200円 | 2,500円 | 3,450円 |
| | その他の場合 | 1,850円 | 2,400円 | 4,250円 | 2,050円 | 4,450円 | 6,300円 |
| 601会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 2,150円 | 2,850円 | 5,000円 | 2,600円 | 5,450円 | 7,600円 |
| | その他の場合 | 3,950円 | 5,000円 | 8,950円 | 4,450円 | 9,450円 | 13,400円 |

| | | | | | | | |
|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 602会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 1,300円 | 1,750円 | 3,050円 | 1,500円 | 3,250円 | 4,550円 |
| | その他の場合 | 2,400円 | 3,150円 | 5,550円 | 2,750円 | 5,900円 | 8,300円 |
| 701会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 1,100円 | 1,400円 | 2,500円 | 1,200円 | 2,600円 | 3,700円 |
| | その他の場合 | 1,850円 | 2,500円 | 4,350円 | 2,200円 | 4,700円 | 6,550円 |
| 702会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 1,100円 | 1,500円 | 2,600円 | 1,300円 | 2,800円 | 3,900円 |
| | その他の場合 | 1,950円 | 2,600円 | 4,550円 | 2,300円 | 4,900円 | 6,850円 |
| 703会議室 | 社会福祉関係団体使用の場合 | 6,800円 | 9,100円 | 15,900円 | 8,000円 | 17,100円 | 23,900円 |
| | その他の場合 | 12,200円 | 16,150円 | 28,350円 | 14,150円 | 30,300円 | 42,500円 |
| 展示ギャラリー | 社会福祉関係団体使用の場合 | ＼ | ＼ | 1,000円 | ＼ | ＼ | ＼ |
| | その他の場合 | ＼ | ＼ | 2,450円 | ＼ | ＼ | ＼ |

○静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月21日

規則第84号

静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(昭和58年静岡県規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和58年静岡県条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第4条第2項前段の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる静岡県総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の施設の開館時間は、当該施設の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 会館の施設 | 開館時間 |
|--------------------|--------------|
| 身体障害者福祉センター会議室 | 午前9時から午後9時まで |
| 視覚障害者情報支援センター | 午前9時から午後5時まで |
| 聴覚障害者情報センター展示ギャラリー | 午前9時から午後5時まで |

(一部改正〔平成27年規則29号〕)

(休館日)

第3条 条例第5条第2項前段の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる会館の施設の休館日は、当該施設の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 会館の施設 | 休館日 |
|---------------|--|
| 視覚障害者情報支援センター | (1) 日曜日 (2) 毎月の第4土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日((3)に掲げる日を除く。) |
| 聴覚障害者情報センター | (1) 月曜日 (2) 毎月の第4日曜日 (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日((3)に掲げる日を除く。) |

(一部改正〔平成27年規則29号〕)

(団体専用室の使用の承認の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により団体専用室の使用の承認を受けようとする者(次条第4項において「申請者」という。)は、様式第1号による使用承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の使用承認申請書の受付期間は、使用しようとする期間の初日の属する月の3月前からとする。

(使用の承認)

第5条 条例第6条第1項に規定する承認(以下「使用承認」という。)は、その申請の受付の順序による。
ただし、当該申請が同時にあった場合における使用承認は、抽選によるものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、社会福祉関係団体と社会福祉関係団体以外のものが同時に申請した場合は、社会福祉関係団体を優先的に承認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、使用承認のうち団体専用室に係るものについては、知事が別に定めるところによる。
- 4 知事は、団体専用室の使用を承認したときは、様式第2号による使用承認書を申請者に交付するものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第6条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(一部改正〔平成24年規則41号〕)

(事業報告書)

第7条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 会館の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 会館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県総合社会福祉会館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5条第1項の使用承認申請書(団体専用室に係るものに限る。)又は旧規則第7条の使用承認書(団体専用室に係るものに限る。)は、それぞれ改正後の静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の使用承認申請書又は新規則第5条第4項の使用承認書とみなす。

附 則(平成24年7月6日規則第41号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第29号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号・3年5号〕)

使用承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者の氏名

静岡県総合社会福祉会館の団体専用室を使用したいので、静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申請します。

| | |
|------|-----------------|
| 使用目的 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用面積 | 階 平方メートル |

様式第2号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正 [令和元年規則4号])

使用承認書

第 号
年 月 日

氏名 様

静岡県知事 氏名 印

静岡県総合社会福祉会館の団体専用室の使用を次のとおり承認する。

| | |
|------|-----------------|
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用面積 | 階 平方メートル |
| 条件 | |

様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成24年規則41号・令和元年4号・3年5号〕)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県総合社会福祉会館の管理に関する業務を行いたいので、静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

静岡県総合社会福祉会館共益費徴収規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成58年静岡県条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、静岡県総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の団体専用室の使用の承認を受けた団体及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき会館の使用許可を受けた者（以下「入居団体等」という。）の共益費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(共益費)

第2条 共益費とは、電気、水道、ガス、重油の使用料及び会館の維持管理上必要な設備保守、清掃、警備等に要する経費をいう。

(共益費の徴収及び納付)

第3条 指定管理者（条例第11条第1項の指定管理者をいう。以下同じ）は、毎月、別記「静岡県総合社会福祉会館共益費算定方法」（以下「別記算定方法」という。）により算定された共益費を入居団体等から徴収する。

- 2 入居団体等は、指定管理者が別に発行する請求書（別紙様式1）により共益費を納付する。
また、無窓居室を執務室として使用する団体は、時間外の冷房が認められた場合、指定管理者が別に発行する請求書（別紙様式2）によりこれにかかる経費を納付する。
- 3 共益費は1か月を単位（ただし、水道料金については2か月を単位）に算定し、入居団体等が月の中途から使用するとき、又は使用しなくなった場合も日割による計算はしない。

(共益費収入の取扱い)

第4条 指定管理者は、前条により徴収した共益費を、条例第11条第2項の会館の管理に関する業務の実施のための費用に充てるものとする。

(徴収額の報告)

第5条 指定管理者は、毎月、徴収した共益費の額について、別記算定方法に基づき作成する共益費調書により知事に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年6月30日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- この規程は、令和5年3月27日から施行する。

別記

静岡県総合社会福祉会館共益費算定方法

1 負担指数

負担指数は、知事が入居団体等に使用を承認又は許可した面積（専用面積）に基づき、次の計算式により算出する。

（計算式）

$$\text{負担指数} = \text{専用面積} \div (\text{延べ床面積} - \text{共用部分の面積} - \text{個別メーター設置箇所の面積} *)$$

（*水道料金の場合）

2 専用面積割

電気料金（3に定めるメーター料を除く）、水道料金、重油料金、会館の維持管理上必要な設備保守、清掃、警備等に要する経費（以下「保守管理経費」という。）については、当月分の支払額に負担指数を乗じて算定する。

ただし、個別にメーターを設置している場合はその金額による。

3 メーター料

電気料金のうちコンセント、照明器具に係る料金は、防災センターで箇所ごとに測定する使用量に基づき、電気料金メーター料計算書（別紙1）により算定する。

4 実費等

ガス料金は、実費とする。また、時間外の冷房にかかる電気使用料は別紙様式2に記載された計算式により算定する。

また、入居団体等が、通常の業務時間外に業務を実施する等により必要となる経費については、請求書（別紙様式1）のその他に計上する。

5 共益費調書

2～4により算定した金額に基づき、共益費調書（別紙2）を作成する。

別紙様式1

請 求 書

入居団体等の名称 様

静岡県総合社会福祉会館 指定管理者 印

金 円也

但し、 年 月分静岡県総合社会福祉会館共益費として上記金額を請求
します。

内 訳
電気料金
水道料金
ガス料金
保守管理経費
その他
計

時間外冷房料金請求書

入居団体等の名称 様

静岡県総合社会福祉会館 指定管理者 印

金

円也

但し、 月 日から 月 日までの時間外冷房にかかる料金として上記金額を請求します。

(料金算出根拠)

◎平日分 (日)

・二次冷温水ポンプ 1 台×18.5kw× 時間× (日 - 日 (有料会議室夜間使用日数))
= A

・4 階空調機 1 台×5.5kw× 時間× 日 = B

・ファンコイル 台×0.2 kw× 時間× 日 = C

(A+B+C) × 円 (夏季電気料単価) = D

(A+B+C) × 円 (燃料費調整単価) = E

(A+B+C) × 円 (太陽光発電促進付加金) = F

◎休日・祝日分

(有料会議室使用なし)

・二次冷温水ポンプ 台×18.5kw× 6 時間× 日 (有料会議室使用なし) = G

(有料会議室午後のみ使用)

・二次冷温水ポンプ 台×18.5kw× 4 時間× 日 (有料会議室午後のみ使用日数) = H

(有料会議室夜間のみ使用)

・二次冷温水ポンプ 台×18.5kw× 2 時間× 日 (有料会議室夜間のみ使用日数) = I

・4 階空調機 1 台×5.5kw× 時間× 日 = J

・ファンコイル 台×0.2 kw× 時間× 日 = K

(G+H+I+J+K) × 円 (夏季電気料単価) = L

(G+H+I+J+K) × 円 (燃料費調整単価) = M

(G+H+I+J+K) × 円 (太陽光発電促進付加金) = N

◎深夜業務日分 (月 1 日)

・二次冷温水ポンプ 1 台×18.5kw×11 時間× 1 日 = O

・4 階空調機 1 台×5.5kw×11 時間× 1 日 = P

・ファンコイル 2 台×0.2 kw×11 時間× 1 日 = Q

(O+P+Q) × 円 (夏季電気料単価) = R

(O+P+Q) × 円 (燃料費調整単価) = S

(O+P+Q) × 円 (太陽光発電促進付加金) = T

◎請求金額 (D+E+F+L+M+N+R+S+T) = 円

